平成２３年（フ）第５４０号
大津市雄琴４丁目３番10号
債務者　山中　美枝
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
滋賀県高島市マキノ町中庄768番地４
債務者　伊吹　卓也
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
大津市におの浜３丁目２番７―604号、前住所京都市西京区大枝北沓掛町２丁目８番地の18
債務者　村木　英二
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９号
滋賀県野洲市小篠原992―１―402、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町新在家716番地の８　東加古川ハイタウンＤ―715号
債務者　瀬戸口利子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
滋賀県栗東市小平井４丁目５番１号
債務者　藤澤　由美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８号
滋賀県野洲市行畑１丁目７番27―Ｂ102号
稲畑ハイツ、前住所滋賀県野洲市小篠原1084番地６
債務者　喜屋武　勉
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６１号
大津市一里山３丁目２番62号　メゾン・ド・ムラジ101
債務者　渡邊　嘉男
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
滋賀県高島市今津町弘川77番地２　２―502号
債務者　伊藤真理子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
大津市神領２丁目９番14号
債務者　木内　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７４号
滋賀県守山市古高町20番地　222号
債務者　納所佳世子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
滋賀県東近江市今堀町431番地１
債務者　畑　　里志
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７０号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北４丁目17番地３104号
債務者　官能　和之
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４５５号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地８棟105号
債務者　大髙　勝子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
京都府長岡京市長岡１丁目24番５号　サンシティひとみ105
債務者　田中　勇二
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
京都府宇治市五ケ庄福角57番地の６
債務者　ロッポー・クリエイトこと　星島　孝之
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２０号
京都市伏見区向島吹田河原町75番地
債務者　東穂　裕樹
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
広島市安佐北区真亀４丁目３番58―202号
債務者　水戸真須美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部